

○東伏見公園・石神井川(東伏見地区)整備事業の概要

整備の必要性

○公園整備の必要性

公園は市街地にゆとりとうるおいを与えるとともに、震災時に避難場所や防災拠点となるなど、多様な面において都市活動を支える都市基盤です。

とりわけ、市街地の拡大に伴い多くの緑が既に失われ、現在もなお年々減少が続く東京では、広く都民が利用でき、制度的にも将来まで担保される公園の重要性は一層高まっています。

東京都では水と緑のネットワークの形成や防災公園の整備等に重点を置き公園整備に取り組んでいます。

東伏見公園は、道路や河川の整備と連携しながら、緑とオープンスペースを確保し、緑豊かなうるおい空間、災害時の避難場所として整備していきます。

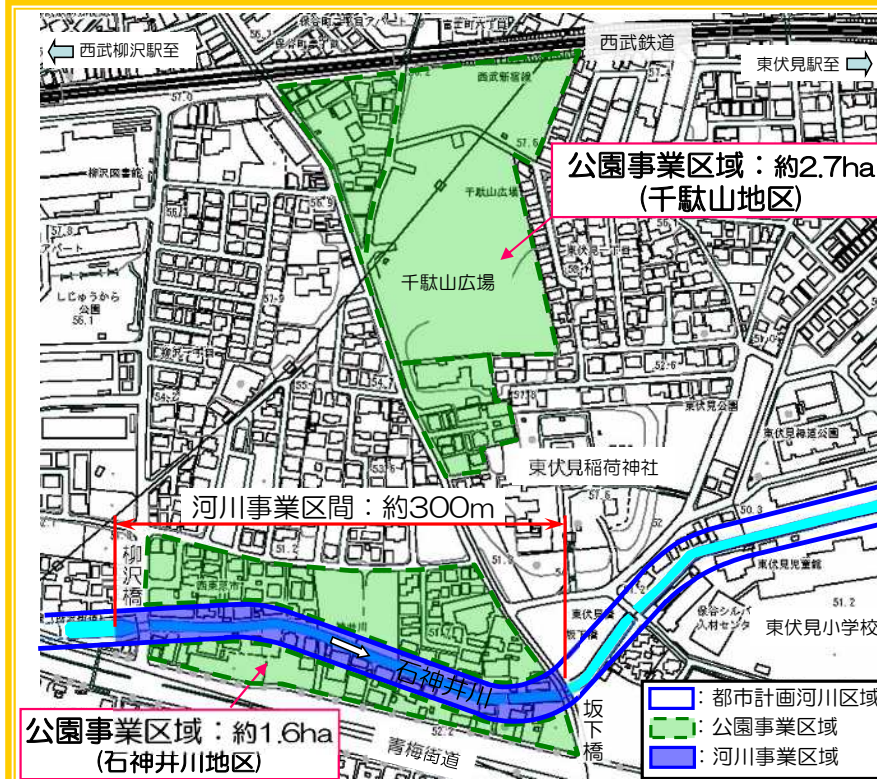
○河川整備の必要性

人口や資産の集積が著しい都市部や市街化が進展している地域では、保水機能が低下し、降雨時の河川への流出量が増大するため、集中豪雨等により水害が発生しています。

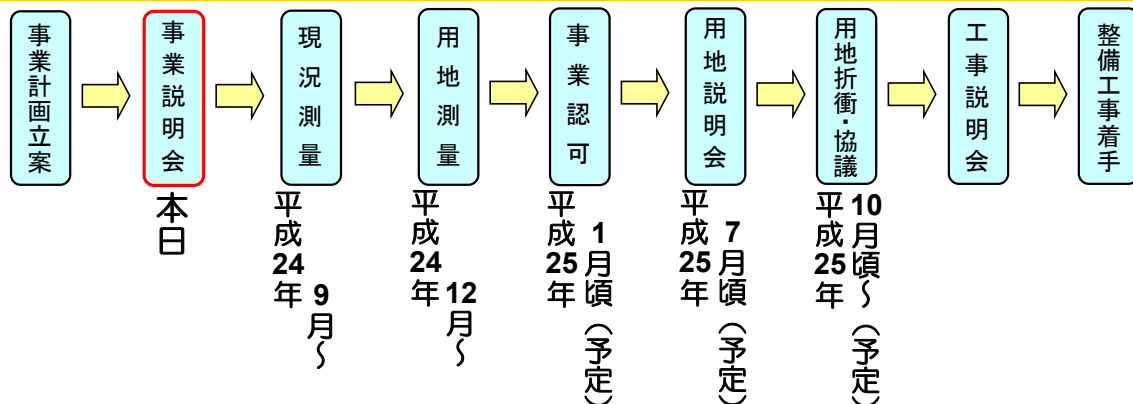
このため、東京都では概ね1時間あたり50ミリの降雨により生じる洪水に対処するための河川整備を進めています。

なお、右図に示す柳沢一丁目周辺の石神井川の整備にあたっては、治水だけでなく環境面にも配慮し、東伏見の杜と公園を一体的にデザインした広がりのある公園とします。構造的には、人々が水面近くまで近づけるよう勾配を緩くし、親水化を図ります。

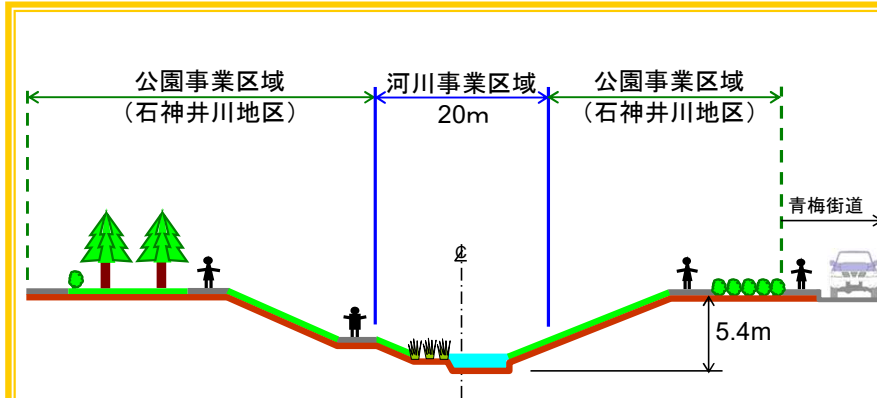
今回の事業区域



事業の流れ



断面図(イメージ)



現況測量・用地測量について

(1) 現況測量の手順

- ・測量の基準となる点(●: 測量基準点)を付近の道路上に設けます。
- ・基準点を元に、建物の位置、塀、道路、河川の形状を調査し、図面を作成します。
- ・計画河川の中心がどこを通るか調査します。
- ・計画河川と公園の縦横断方向について、土地の起伏を調査します。
- ・事業区域がどこになるかを調査し、現地に目印となるものを標示します。

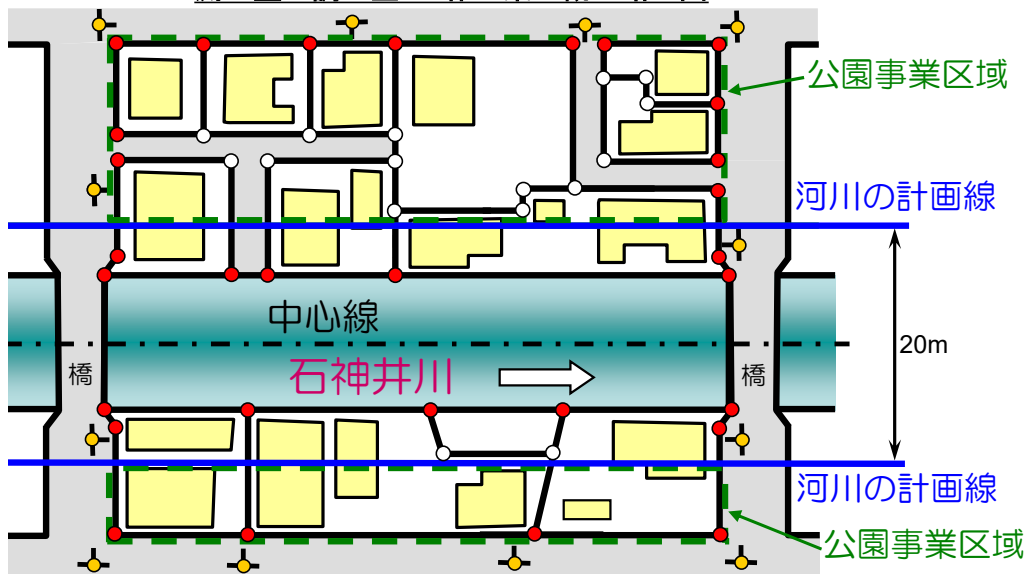
(2) 用地測量の手順

- ・皆様方の土地の面積を調査するため、現在ある道路や河川との境界(●: 道路・河川境界点)、お隣の敷地との境界(○: 隣地境界点)を、皆様の立会の下で確認し、目印となるものを現地に標示します。
- ・用地測量に伴う土地境界の立会いのお願いは、立会日の2週間位前に、東京都より書面にてお知らせいたします。
- ・境界立会が終了してから、一件毎の土地を確定し、図面を作成します。

<<測量の進め方>>

- ・測量は、東京都と契約した測量専門会社が行います。東京都の監督員は、この測量会社へ指示し、測量を行う旨を記載したチラシの配付や測量作業を進めます。(現況測量は、(株)誠和設計事務所が行います。)
- ・測量会社は、都が発行する腕章を着用し、身分証明書を携帯します。
- ・宅地内に入る場合は、おことわりをし、身分証明書を提示します。

測量調査・作業概略図



東伏見公園・石神井川（東伏見地区） 事業説明会

日 時：平成24年9月12日(水)

午後7時00分～午後8時30分

会 場：西東京市立東伏見小学校 体育館

次 第：1.開会

2.東京都挨拶

3.出席者紹介

4.公園事業説明

5.河川事業説明

6.質疑応答

7.閉会

不明な点は以下の連絡先にお問合せ下さい

○公園事業に関する事 ⇒ TEL0422-47-0192

東京都西部公園緑地事務所 工事課

〒180-0005 武蔵野市御殿山1-17-59

○河川計画に関する事 ⇒ TEL 03-5320-5414

東京都建設局河川部 計画課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

○河川事業に関する事 ⇒ TEL 042-330-1846

○測量に関する事 ⇒ TEL 042-330-1851

東京都北多摩南部建設事務所 工事第二課

〒183-0006 府中市緑町1-27-1